東海市建築関連事業補助金
代理受領のお知らせ

東海市では、住宅の耐震改修等に取り組みやすくするため、建築関連事業補助金の代理受領ができます。

代理受領とは？

建物を所有する方など（申請者）が東海市の補助金を受けて耐震改修工事等を行う場合に、補助金の受領を工事業者へ委任することで、補助金相当額が工事費から除かれます。申請者は、補助金相当額を除いた工事費用を用意すればよいため、自己で用意する資金の負担が少なくできます。

＜例＞工事 300 万円、補助金額 115 万円の場合

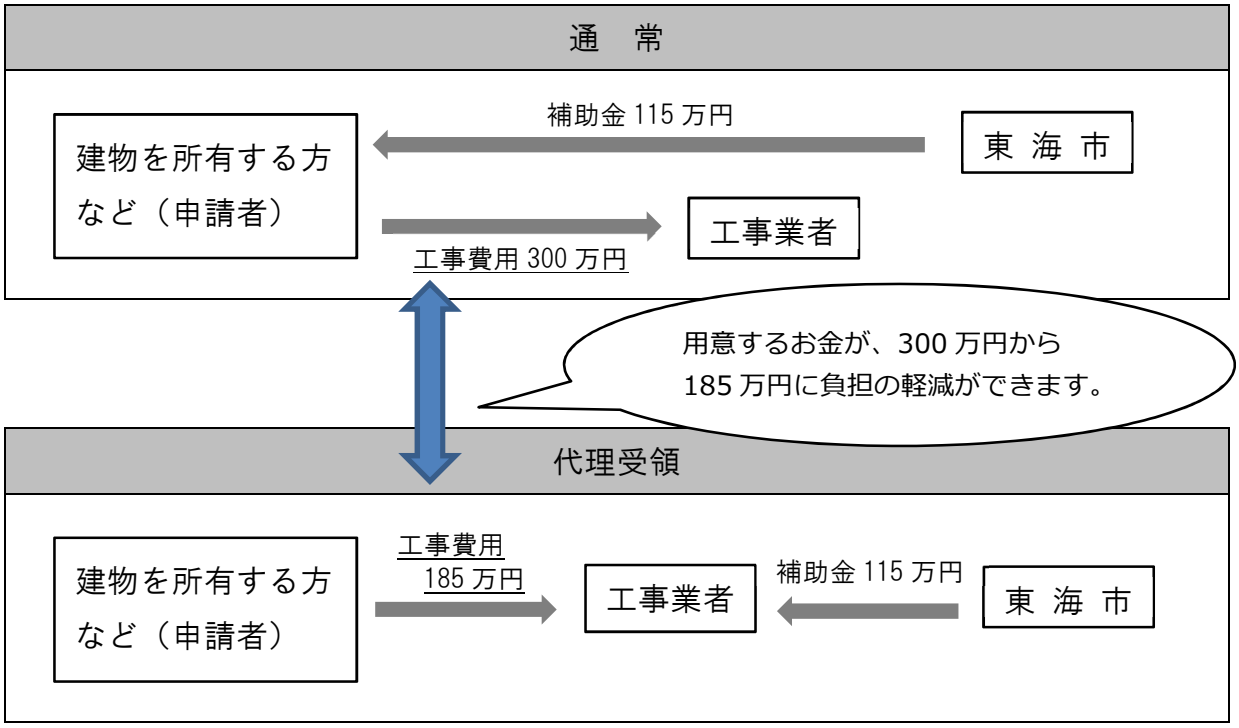

代理受領ができる補助金は？

- 東海市木造住宅耐震改修工事費補助金
- 東海市非木造住宅耐震改修工事費補助金
- 東海市木造住宅除却工事費補助金
- 東海市耐震シェルター等整備費補助金
- 東海市ブロック塀等撤去費補助金
- 東海市住宅浸水対策改修等工事費補助金
- 東海市民間既存建築物吹付けアスベスト等対策費補助金
- 東海市三世代同居等住宅補助金（省エネ改修に対するものに限る。）
- 東海市三世代同居等住宅補助金（省エネ改修に対するものを除く。）

代理受領の利用にあたって

申請者（委任者）と事業者（受任者）が代理受領を理解し、合意したうえで利用してください。代理受領を利用される場合は、補助金交付申請の際に、「代理受領届出書」を提出してください。

代理受領の流れ

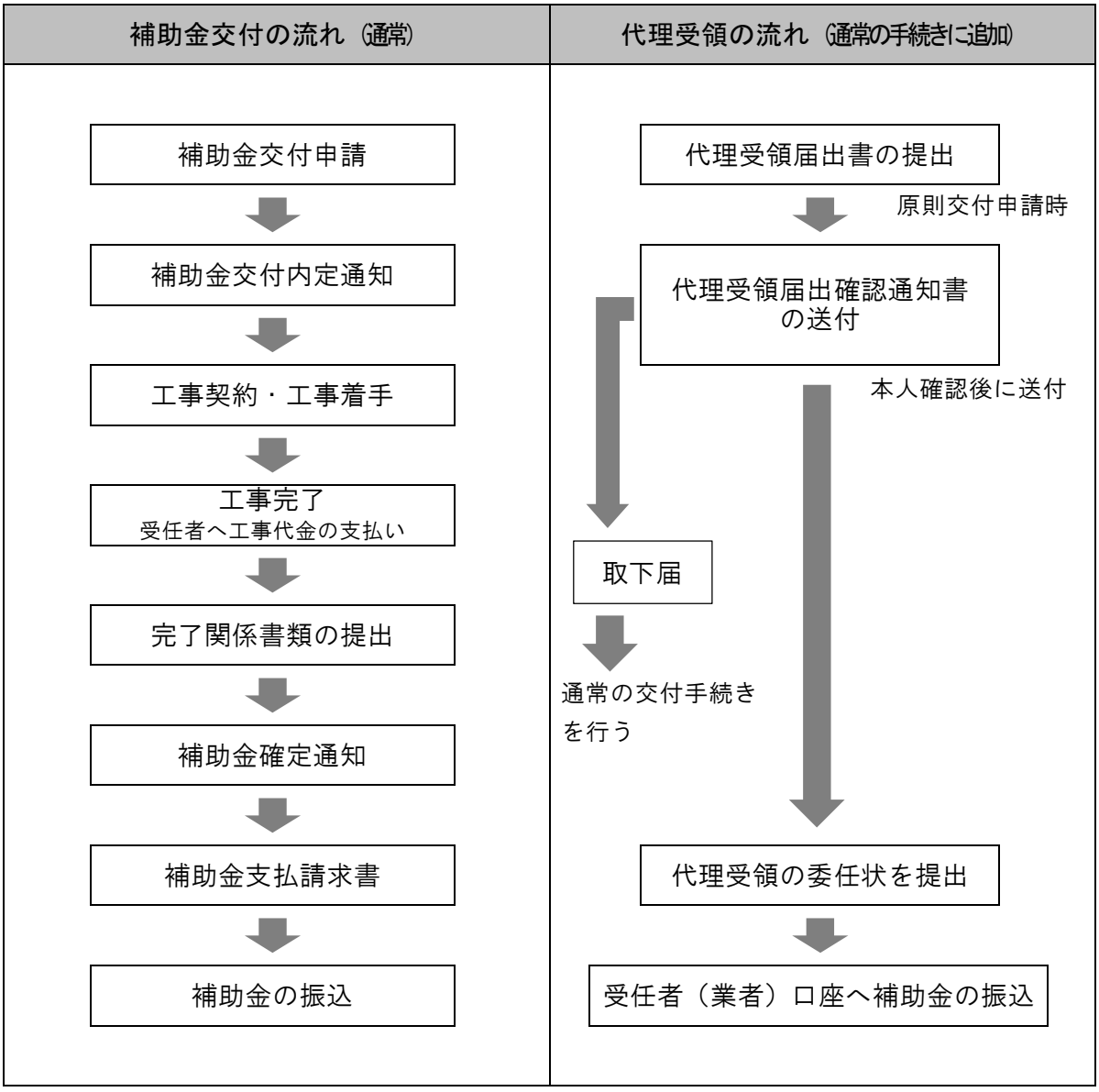

お問い合わせ

東海市　都市建設部　建築住宅課

電話　052－613－7816、0562－38－6407（内線 455、456）